

(設 置)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）に、群馬大学生体調節研究所生活習慣病解析センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 センターは、研究所において推進しているプロジェクト研究領域の生体調節制御機構とその異常による病態の解明を発展させることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ゲノム・エピゲノム解析，代謝機能解析，生体調節遺伝子改変動物等，従来の研究リソースを基盤とした新しい研究リソースの開発に関すること。
- (2) 前号の研究リソースを用いて，生活習慣病等生体調節系の異常に基づく疾患の病態解明及び新しい創薬標的の同定に関すること。
- (3) その他センターの運営に関すること。

(職 員)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) ユニット長
- (3) その他必要な職員

(ユニット)

第 5 条 センターに、次の各号に掲げるユニットを置く。

- (1) ゲノム・エピゲノム解析研究ユニット
- (2) 代謝機能解析研究ユニット

2 ゲノム・エピゲノム解析研究ユニットは、ゲノム・エピゲノム解析に関する業務を行う。

3 代謝機能解析研究ユニットは、代謝機能解析に関する業務を行う。

(センター長)

第 6 条 センター長は、ユニット長のうちから、所長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(ユニット長)

第 7 条 第 5 条第 1 項の各ユニットに、ユニット長を置く。

2 ユニット長の選考は、教授会の議を経て、所長が行う。

3 ユニット長は、センター長の下に当該ユニットの業務を統括する。

4 ユニット長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第8条 センターの事務は，昭和地区事務部総務課研究所庶務係において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は，センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，所長が行う。

附 則

1 この規程は，平成25年5月7日から施行する。

2 この規程施行後，最初に選考されるユニット長の任期は，第7条第4項の規定にかかわらず，平成27年3月31日までとする。